

訪問看護重要事項説明書兼契約書

〈 令和6年9月1日 現在 〉

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション洗心
所在地・連絡先	(住所) 甲府市朝気3-18-5 (電話) 055-223-1234 (FAX) 055-236-3387
事業所番号	1960190450
管理者の氏名	露木 里恵

2. 事業所の職員体制

職員	資格		業務内容
看護職員	看護師	常勤7名以上	訪問看護の業務にあたる
理学療法士 言語聴覚士 作業療法士	理学療法士 言語聴覚士 作業療法士	必要に応じ配置	訪問看護と連携し、リハビリテーションの実施
事務職員		1名以上	報酬請求事務及び経費事務一般

3. 営業時間

営業日	営業時間
月・火・水・木・金・土曜日	9時 ~ 18時
休業日	日曜日
1回の訪問時間	30分 ~ 1時間30分
訪問回数	週3回まで(但し、病状によっては毎日訪問が可能です)

※休業日、営業時間外は要望に応じて訪問看護を行います。

4. 事業の運営方針・サービス提供の主な内容

(1) 運営方針

- ① 利用者様が住み慣れた地域で安心して生活を行えるよう、療養上の目標を利用者様と共に設定し援助を行います。
- ② 適切な看護技術を持って、利用者様の健康の保持・増進・回復に努めます。
- ③ 訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。
- ④ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス内容

主治医の指示書に基づき、主に次のサービスを提供します。

- ① 療養上の世話
食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助、ターミナルケア
- ② 診療の補助
褥瘡の処置、カテーテル・点滴管理等の医療処置
- ③ リハビリテーションに関すること
- ④ 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

5. 24時間対応体制

当訪問看護ステーションは、緊急時の電話相談は24時間対応可能です。

必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制をとっております。

《連絡先》

営業時間内・外	055-223-1234
---------	--------------

※所定の金額が加算されます（介護保険：613～1,838円 医療保険：680～2,040円）

※営業時間外は、当番の看護師の携帯電話に直接転送となります

6. 介護保険・医療保険でのサービス利用料金

利用料として各種保険に基づき、必要な訪問看護利用料金を請求いたします。

料金については、訪問看護が開始される前に別紙の「介護保険・医療保険の訪問看護ステーション洗心料金表」に基づき説明させていただきます。サービスを利用した場合の利用者様が負担する利用料は、原則として（1）基本料金（2）付加料金の合計となります。（2）付加料金については該当となる場合のみに加算されます。

7. 料金の支払い方法

料金のお支払い方法は口座振替でお願いしております。

口座振替・・・・・・・・ 別紙の口座振替依頼書を記入して頂きます。

口座振替はサービス提供実施月の翌月27日に料金引き落としとなります

(27日が休日の場合、休日明けに引き落とし)。振替結果確認後、次月分の請求書と一緒に領収書を郵送いたします。

(例) 4月1日～30日までの利用分は翌月の5月27日に口座から引き落としとなります。引き落とし確認後、6月20日頃に5月分請求書と4月分の領収書を郵送させていただきます。

※一部銀行は対応しておりませんので、詳細は預金口座振替依頼書をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

※口座振替依頼書が締結されていない場合のみ銀行振り込みもしくは集金とさせていただきます。

※銀行振り込みの場合は、請求書と振込先の用紙を送らせていただきますので届き次第順次お振込みして頂けますよう、お願い申し上げます。お振り込み確認後、領収証をお送りさせていただきます。

8. サービスのご利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申込みください。

電話番号：055-223-1234

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを中止する場合

サービス終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は終了7日前までに、文書で通知させていただきます。

9. サービスに対する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、ご相談や苦情がある場合には、どんな些細なことでも構いませんので、次の窓口までお申し付けください。

(1) 当事業所の相談窓口

担当者：露木 里恵

電話：055-223-1234（営業時間内）

FAX：055-236-3387

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び山梨県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

① 山梨県国民健康保険団体連合会 苦情処理担当（電話：055-233-9201）

② お住まいの市町村役場

10. サービス提供の記録

当事業所は、「訪問看護・リハビリ記録書」等の記録をサービス終了日より、5年間はこれを適正に保存します。また、利用者様ご本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により写しを交付いたします。

11. 個人情報保護・秘密の保持

(1) 個人情報保護

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密・個人情報について、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② サービスの提供上、必要とする場合は前項の規程にかかわらず、一定の条件の下（居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整など）で個人情報を利用できるものとしします。

(2) 秘密の保持

- ① 当事業所が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者様の情報は堅く秘密を保持します。
- ② 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

12. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	法人理事 露木 里恵
-------------	------------

- (2) 法人内に利用者虐待防止委員会を設置し、各種マニュアルの整備を行います。
- (3) 虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 契約者及びその家族からの苦情解決体制を整備しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. ハラスメント対策に関する事項

(1) ハラスメント対策に関する責任者を選定しています。

ハラスメント対策に関する責任者	法人理事 露木 里恵
-----------------	------------

- (2) ハラスメント対策に関する研修を実施しています。
- (3) 事業者は、暴力、又は乱暴な言動、セクシャルハラスメント等により、ケアを適切に提供できない状況になった場合には、責任者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

14. 災害・感染対策に関する事項

(1) 災害・感染対策に関する責任者を選定しています。

災害・感染対策に関する責任者	法人理事 露木 里恵
----------------	------------

- (2) 法人内に災害・感染対策委員会を設置し、各種マニュアルの整備を行います。
(3) 災害・感染対策に関する研修を実施しています。
(4) 災害・感染症発生時には責任者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

15. 身体的拘束等の適正化に関する事項

(1) 身体的拘束等の適正化に関する責任者を選定しています。

身体的拘束等の適正化に関する責任者	法人理事 露木 里恵
-------------------	------------

- (2) 法人内に身体的拘束等適正化委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、各種マニュアルの整備を行います。
(3) 身体的拘束等の適正化に関する研修を定期的実施しています。
(4) 利用者様または他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16. 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者様に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 利用者様もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
(2) 利用者様のご家族等に対するサービスの提供
(3) 飲酒及び喫煙
(4) 利用者様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
(5) その他利用者様もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

17. サービスの中止

天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供が出来なくなった場合、事業者は利用者様に対するサービス提供の義務を負いません。

18. 損害保険への加入

当事業所は、財団法人 日本訪問看護振興財団の損害賠償保険に加入しております。詳しい補償内容については事業所へお問い合わせ下さい。

19. 損害賠償

(1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により

契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

項目11に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

(2) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

20. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。